

豊中市 選挙事務 危機管理基本方針

令和2年（2020年）10月7日策定
令和3年（2021年）6月1日改訂
令和4年（2022年）1月12日改訂
令和6年（2024年）3月1日改訂

豊中市選挙管理委員会

目 次

1.	目的	1
2.	基本的な考え方	1
3.	対象範囲	3
3.1.	対象となる選挙事務	3
3.2.	対象となる危機事象	3
3.3.	判断基準となる状況等	3
4.	地震が発生したときの対応	4
4.1.	市選挙管理委員会の役割	4
4.2.	期日前投票所の運営	7
4.3.	投票所の運営	8
4.4.	開票所の運営	9
4.5.	その他	10
5.	風水害の発生、またはその恐れがあるときの対応	13
5.1.	市選挙管理委員会の役割	13
5.2.	期日前投票所の運営	17
5.3.	投票所の運営	18
5.4.	開票所の運営	19
5.5.	その他	20
6.	新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大の恐れがあるときの対応	23
6.1.	市選挙管理委員会の役割	23
	期日前投票所・当日投票所・開票所の運営	24
	その他	25

1. 目的

選挙の投開票事務において、地震、風水害等による災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、選挙管理委員会として迅速かつ的確に判断することにより、適正な選挙の実施と、選挙人及び選挙事務従事者等（当日投票及び期日前投票の投票管理者及び投票立会人、開票管理者（選挙長）、開票立会人並びに投開票事務従事者をいう。以下同じ。）の生命、安全の確保を図るため、この危機管理基本方針を作成します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたもとにおいても全国各地で選挙が実施されたことを踏まえ、このような場合でも選挙人が安心して投票できる環境と、選挙事務従事者等が安心して業務を遂行できる環境を整備するため、具体的な感染防止対策を作成します。

2. 基本的な考え方

選挙は、国民が主権者として、その意思を政治に反映させるために代表者を選出する手続きであり、選挙権は憲法が保障する極めて重要な権利です。それゆえ、災害等が発生、または発生するおそれがある場合においても、選挙人が安心して確実にその権利を行使できる環境を整える必要があります。

しかしながら、災害や重大な事故などにより選挙人及び選挙事務従事者等の身体、生命に現実の危険が及ぶような状況であれば、公職選挙法等の規定に基づき、期日前投票所の閉鎖、繰延投票、繰延開票などを検討する必要があります。公職選挙法は、その法律の目的として、日本国憲法の精神に則り、公選の選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明した意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することとしており、同法に天災その他避けることのできない事故による繰延投票や繰延開票などが規定されていることから、公正な選挙の確保のため、災害時には選挙人等の身体、生命の安全確保が最優先で求められます。

また、災害発生後、投票所（期日前投票所を含む）、開票所等に何らかの異常が生じ、公正な選挙事務の遂行に支障をきたす場合、またはその恐れがある場合も、迅速かつ的確に対応しなければなりません。

それゆえ、この選挙事務危機管理基本方針は、公職選挙法に定められている各対処手法について適正な適用を図るため、市選挙管理委員会の権限に係る判断基準及び手順等を定めるものです。

さらに、新型コロナウイルス感染症のように爆発的に感染拡大が進行している状況下であっても、公正な選挙を行うためには、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」を避け、飛沫感染、接触感染を防ぐなど安心して選挙人が投票することができる環境整備等が必要となります。

こうしたことを踏まえ、本方針における基本的な考え方を以下のとおり定めます。

- 地震、風水害等の災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、公正な選挙の実施を前提としたうえで、選挙人及び選挙事務従事者等の身体、生命を守ることを優先し、適切に対応します。

- 必要な感染症対策については、医療や医学的研究の進歩及びこれに伴う、国・府の方針等に伴い変化するため、その都度迅速に対応しなければなりません。そのためには、情報収集を逐一行い、最新の動向に注視し、選挙人が安心して投票できるように、また、選挙事務従事者等が安心、安全に事務従事できるように、投票所（期日前投票所を含む）及び開票所における適切な衛生対策等を実施します。

- その他の危機事象についても、突発的に発生した場合は地震発生時の対応に準じて、あらかじめ予見される場合は風水害の恐れがあるときの対応に準じて適切に対応します。なお、これまでの経験に基づく想定を超える新たな事象が発生した場合には、この選挙事務危機管理基本方針に定める判断基準等を随時改定することとします。

3. 対象範囲

3.1. 対象となる選挙事務

本方針の対象となる選挙事務は、以下のとおりです。

- ・期日前投票：選挙期日の公示（告示）日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所にて実施（原則、午前8時30分から午後8時まで）
- ・投票事務：選挙期日に市内の各投票所にて実施（原則、午前7時から午後8時まで）
- ・開票事務：投票終了後、開票所にて実施

3.2. 対象となる危機事象

本方針の対象となる危機事象は、以下のものを想定します。

- ・地震災害が発生したとき
- ・台風、集中豪雨等による風水害が発生したとき、またはその恐れがあるとき
- ・新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大の恐れがあるとき¹

3.3. 判断基準となる状況等

選挙期間中、上記3.2の危機事象に伴い、本市または大阪府が以下の状況にある場合は、早急に対応を検討します。

- ・本市において震度4以上の地震が観測された場合
- ・本市において警戒レベル3²（高齢者等避難）が発令された場合
- ・大阪府から「災害モード宣言³」が発出された場合
- ・風水害等により鉄道事業者（阪急電鉄、北大阪急行電鉄、大阪モノレール）が市内にかかる路線で計画運休を発表した場合
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が大阪府に発出された場合、またはその可能性がある場合等⁴

¹ 新型インフルエンザ等感染症等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症及び同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症を想定しており、それらの感染拡大に対して関係機関が危険性が高く特別な対応が必要であると判断した場合。

² 大雨や台風などによる洪水や土砂災害、高潮など災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えるもの。市から警戒レベル3が発令されれば、避難に時間を要する高齢者等は避難行動を開始します。

³ 気象台の予測で強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m以上が見込まれる場合、または府域に震度6弱以上の地震を観測した場合等に、日常生活の状態から災害時の状態への意識の切り替えを呼びかけるために発出されます。

⁴ 令和5年5月8日に終了する前の新型コロナウイルス感染症での大阪モデルで示されたモニタリング指標（直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数、病床使用率等）の数値が基準を超えた場合の状況等を想定しています。

4. 地震が発生したときの対応

4.1. 市選挙管理委員会の役割

本市において地震が発生し、投票所等において建物の滅失、損壊や負傷者等の被害が発生した場合は、市災害対策本部等と緊密に連携し、市内の被害状況等を確認したうえで、「2. 基本的な考え方」に基づき、選挙事務の実施方法等を検討・判断します。

(1) 期日前投票について

① 発生直後の対応

地震発生直後、全ての期日前投票所の投票管理者と連絡を取り合うとともに、市災害対策本部等と緊密に連携して被害状況を把握します。

✓ 停電、通信途絶等により電話連絡ができない場合、投票管理者は、事務従事者を市選挙管理委員会に派遣して、被害状況等を報告させます。

② 判断を要する被害

期日前投票所の建物等が滅失、または著しく損壊し、場内の安全が確保できない場合、または停電、通信途絶等により安全かつ適正な選挙事務が遂行できない場合は、当該期日前投票所の閉鎖（公職選挙法第48条の2第3項）を検討します。

③ 閉鎖に係る手続き等

期日前投票所の被害状況を確認のうえ、復旧の見込みが立たない場合、または大幅に時間を要することが見込まれる場合は、市選挙管理委員会を開催し、当該期日前投票所の閉鎖を決定します。委員会を招集する暇がない場合は、委員長専決（地方自治法施行令第137条第1項）により決定します。

期日前投票所の閉鎖を決定した場合は、直ちに告示（公職選挙法第48条の2第4項）するとともに、関係部局・機関（市広報戦略課、市危機管理課、期日前投票所設置施設所管課、府選挙管理委員会事務局、警察等）、関係者（期日前投票事務従事者、候補者、市議会議員等）に連絡します。

その後、選挙人に対して、市ホームページ、SNS（LINE、X(旧Twitter)、Facebook）、広報車、防災無線、メディアへの情報提供等により広く周知します。

④ 投票箱等の保管

閉鎖した期日前投票所の投票箱等は、市選挙管理委員会が指定する施設（市役所等）に搬送し厳重に保管します。

道路等が遮断され、安全に搬送できない場合は当該期日前投票所内の施錠できる部屋等で有人監視のもと厳重に保管し、市選挙管理委員会の指示に従います。

⑤ 選挙権の保障

地震により全ての期日前投票所で建物等の著しい損壊、またはシステム障害などの

被害が発生した場合でも、市役所（第二庁舎ロビー）の期日前投票所については、選挙権を保障するため、可能な限り継続して開設するように努めます。

（2）当日投票について

① 投票日前日までに地震が発生したとき

地震により当初予定していた投票所が使用不能となった場合は、同一敷地内の別施設（学校の場合、体育館から多目的室など）または隣接する投票区の投票所に変更して投票を実施します。

その場合は、直ちに投票所変更の告示（公職選挙法第41条第2項）を行うとともに、関係部局・機関（市広報戦略課、市危機管理課、投票所設置施設所管課、府選挙管理委員会事務局、警察等）、関係者（投票事務従事者、候補者、市議会議員等）への連絡、選挙人への周知（市ホームページ、SNS（LINE、X(旧 Twitter)、Facebook)、広報車、防災無線、メディアへの情報提供等）に努めます。

なお、近隣の投票所も含めて広範囲にわたり被災し、投票所の変更による対応が困難な場合は、繰延投票（公職選挙法第57条）を検討します。

② 投票日当日に地震が発生したとき

投票日当日に地震が発生した場合は、被害の有無に関わらず全ての投票所の投票管理者から状況報告を受けるとともに、市災害対策本部等と緊密に連携して被害の全容を把握します。

✓停電、通信途絶等により電話連絡ができない場合、投票管理者は、事務従事者を市選挙管理委員会に派遣して、被害状況等を報告させます。

投票所が滅失、または著しく損壊し、場内の安全が確保できない場合、または家屋、その他建築物の倒壊等により道路等が遮断され、選挙人が投票所に行けない場合は、繰延投票（投票開始前）または再投票（投票開始後）を検討します（公職選挙法第57条）。

✓市内で建築物等の倒壊、延焼、大規模停電（直ちに復旧する場合を除く。）、公共交通機関の運転停止などが発生している場合は、繰延投票または再投票（以下「繰延投票等」という。）を決定します。

なお、投票日当日に投票所を変更することはできません（公職選挙法第41条第2項）。

③ 繰延投票等の決定及び手続き

市長選挙及び市議会議員選挙においては、市選挙管理委員会を開催し、繰延投票等を決定します。

✓選挙管理委員会を招集する暇がない場合は、委員長専決（地方自治法施行令第137条第1項）により決定できますが、可能な限り委員会を開催して決定します。

この場合は、速やかに新たな投票日を決定し、その2日前までに告示（公職選挙法第57条第1項）するとともに、関係部局・機関（市広報戦略課、市危機管理課、投票所設置施設所管課、府選挙管理委員会事務局、警察等）、関係者（投票事務従事者、候補者、市議会議員等）への連絡、選挙人への周知（市ホームページ、SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook）、広報車、防災無線、メディアへの情報提供等）に努めます。

衆議院議員選挙、参議院議員選挙、知事選挙及び府議会議員選挙においては、被害状況等を大阪府選挙管理委員会に報告（公職選挙法第57条第2項）し、判断を仰ぎます。

④ 繰延投票等に関する留意事項

繰延投票等は、原則、投票区単位で行いますが、被害が広範にわたり、市域で多くの市民が当該災害から自らの身体、生命の安全等を守る行動を優先すべき状況であると判断した場合は、全投票区を対象とします。

繰延投票等を行う際に当初予定していた投票所施設が使用できないときは、上記4.1(2)①により投票所を変更して実施します。

繰延投票等を行う場合は、新たな投票日までに選挙権を有しなくなる者を選挙人名簿から抹消します（公職選挙法第43条）。

また、繰延投票等の決定に伴い、開票日時も変更となる（公職選挙法第65条）ことから、その旨を告示（公職選挙法第64条）します。

なお、期日前投票、不在者投票及び選挙運動等は、投票日の前日までとなります。

(3) 開票について

① 開票日前日までに地震が発生したとき

地震により開票所が使用不能となったものの、代替の開票所が確保でき、開票事務の執行が可能な場合は、直ちに開票所変更の告示（公職選挙法第64条）を行うとともに、関係部局・機関（市広報戦略課、市危機管理課、開票所設置施設所管課、府選挙管理委員会事務局、警察等）、関係者（開票事務従事者、候補者、市議会議員等）に連絡します。なお、代替の開票所が確保できない場合は、繰延開票（公職選挙法第73条）を検討します。

※開票所となり得る施設：豊島体育館（第1競技場 48m×36m）

千里体育館（第1競技場 46m×36m）

庄内体育館（第1競技場 44m×34m）

② 開票日当日に地震が発生したとき

開票開始前に地震が発生し、開票所が滅失、または著しく損壊し、場内の安全が確保できない場合、あるいは道路等が遮断され、市内全てまたは一部の投票所から開票所へ投票箱等を送致することが事実上不可能である場合は繰延開票を、また開票開始後に地震が発生し、開票所が滅失、または著しく損壊し、安全かつ確実な開票事務ができない場合は再開票を検討します（公職選挙法第73条）。

✓市内で建築物等の倒壊、延焼、大規模停電（直ちに復旧する場合を除く）、公共交通機関の運転停止などが発生している場合は、繰延開票または再開票（以下「繰延開票等」という。）を決定します。

③ 繰延開票等の決定及び手続き

市長選挙及び市議会議員選挙においては、市選挙管理委員会を開催し、繰延開票等を決定します。

この場合は、速やかに繰延開票等の期日を決定し、開票開始前までに告示（公職選挙法第64条）するとともに、関係部局・機関（市広報戦略課、市危機管理課、開票所設置施設所管課、府選挙管理委員会事務局、警察等）、関係者（開票事務従事者、候補者、市議会議員等）に連絡します。

その後、選挙人に対して、市ホームページ、SNS（LINE、X(旧 Twitter)、Facebook）、メディアへの情報提供等により広く周知します。

衆議院議員選挙、参議院議員選挙、知事選挙及び府議会議員選挙においては、被害状況等を大阪府選挙管理委員会に報告（公職選挙法第73条）し、判断を仰ぎます。

④ 繰延開票等に関する留意事項

繰延開票を決定した場合は、その旨と投票箱等の送致場所を全投票管理者に連絡します。開票所が滅失、または著しく損壊し安全確保できない場合、投票箱等は市選挙管理委員会が指示する施設（市役所等）に送致し、有人監視のもと厳重に保管します。

再開票の場合、投票箱から出した全ての票は、開票管理者（選挙長）、開票立会人の立会のもと、適当な箱等に回収、封印し、開票所内の安全な場所で厳重に保管します。開票所の損壊が著しく安全が確保できない場合は、近隣の公共施設で安全な場所に移動した後、有人監視のもと厳重に保管します。

✓開票所が豊島体育館で被災した場合は、青少年交流文化館いぶき、武道館ひびき、豊島温水プール、豊島小学校等に、千里体育館で被災した場合は、千里公民館、東丘小学校、第八中学校等に、庄内体育館で被災した場合は、ローズ文化ホール、庄内さくら学園等に移動して保管します。

再開票を行う際には、開票管理者（選挙長）、開票立会人の確認のもと、封印を解きます。

4.2. 期日前投票所の運営

(1) 事前準備

期日前投票所の設営時には、地震発生直後の停電に備え、次の事項を確認します。

- ・分電盤（ブレーカー）の確認

- ・照明器具（ランタン、懐中電灯等）の準備

(2) 投票開始後に地震が発生した場合の対応

投票管理者は、強い揺れを感じた場合は、窓ガラス等の飛散や照明等の落下などに備え、まずは選挙人、選挙事務従事者等の身体、生命を守る行動をとるよう指示します。揺れが一旦治まった後に落ち着いて状況を把握し、期日前投票所の秩序維持に努めるとともに、市選挙管理委員会へ報告します。

- ・投票所において強い揺れを感じた場合、投票管理者は、場内の選挙人の投票の有無を入場整理券等で確認したうえで、一旦場外に避難させます。具体的には、投票用紙を交付済みで候補者の氏名等が記入されていない場合は回収し、未投票としたうえで場外に避難させます。
- ・投票管理者は、被害の有無に関わらず、直ちに投票所の状況等を市選挙管理委員会に報告します。停電、通信途絶等により連絡が取れない場合は、従事者を市選挙管理委員会に派遣し、被害状況等を報告させます。
- ・選挙人、投票事務従事者等が負傷した場合は、可能な範囲で応急処置を行い、重症の場合は救急搬送を要請します。
- ・窓ガラスが割れたり、照明等が落下したりした場合は、障害物等を除去し、危険箇所は養生するなどの応急処置を行います。
- ・投票所内の照明が消えた場合は、ランタンや懐中電灯等の照明器具で会場内を照らし、選挙人等の安全確保に努めます。停電の場合は、市選挙管理委員会の指示に従います。

✓市選挙管理委員会は、投票所からの連絡を受けて、施設管理者や関西電力等に状況を確認します。復旧の見込みが立たない場合は、予備の照明等を当該投票所に搬送するなどの対応を行います。

- ・期日前投票所において、停電、通信途絶等の被害が発生し、期日前投票システムが使用できない場合は、市選挙管理委員会に報告し、指示に従います（4.1 (1)）。

4.3. 投票所の運営

(1) 事前準備

投票所の設営時には、地震発生直後の停電に備え、次の事項を確認します。

- ・分電盤（ブレーカー）の確認
- ・照明器具（ランタン、懐中電灯等）の準備

(2) 投票開始後に地震が発生した場合の対応

投票管理者は、強い揺れを感じた場合は、窓ガラス等の飛散や照明等の落下などに備え、まずは選挙人、選挙事務従事者等の身体、生命を守る行動をとるよう指示します。揺れが一旦治まった後に落ち着いて状況を把握し、投票所の秩序維持に努めるととも

に、市選挙管理委員会へ報告します。

- ・投票所において強い揺れを感じた場合、投票管理者は、場内の選挙人の投票の有無を入場整理券等で確認したうえで、一旦場外に避難させます。投票用紙を交付済みで候補者の氏名等が記入されていない場合は回収し、未投票としたうえで場外に避難させます。
- ・投票管理者は、被害の有無に関わらず、直ちに投票所の状況等を市選挙管理委員会に報告します。停電、通信途絶等により連絡が取れない場合は、従事者を市選挙管理委員会に派遣し、被害状況等を報告させます。
- ・選挙人、投票事務従事者等が負傷した場合は、可能な範囲で応急処置を行い、重症の場合は救急搬送を要請します。
- ・窓ガラスが割れたり、照明等が落下したりした場合は、障害物等を除去し、危険箇所は養生するなどの応急処置を行います。
- ・投票所内の照明が消えた場合は、ランタンや懐中電灯等の照明器具で会場内を照らし、選挙人等の安全確保に努めます。停電の場合は、市選挙管理委員会の指示に従います。

✓市選挙管理委員会は、投票所からの連絡を受けて、施設管理者や関西電力等に状況を確認します。復旧の見込みが立たない場合は、予備の照明等を当該投票所に搬送するなどの対応を行います。

- ・システムで名簿対照を行っている投票所において、停電中でも投票を継続するよう市選挙管理委員会から指示された場合は、抄本（紙媒体）で名簿対照を行います。その場合は、投票済みの選挙人から回収した入場整理券等により重複投票がないよう注意する必要があります。

4.4. 開票所の運営

(1) 事前準備

開票所の設営時には、地震発生直後の停電に備え、次の事項を確認します。

- ・分電盤（ブレーカー）、非常時設備（照明等）の確認
※非常用発電機、照明器具（投光器等）の確保を検討します。

(2) 開票開始後に地震が発生した場合の対応

開票管理者（選挙長）は、強い揺れを感じた場合は、窓ガラス等の散乱や照明等の落下などに備え、まずは選挙事務従事者、参観者等の身体、生命を守る行動をとるよう指示します。揺れが一旦治まった後に、落ち着いて状況を把握し、開票所の秩序維持に努めます。

- ・揺れが治まった後に、開票管理者（選挙長）、開票立会人、開票事務従事者、参観者等の安全を確認するとともに、次の余震に備え、作業中の票を一箇所に集約します。

その後、開票管理者（選挙長）は、余震の程度や場内の状況などから安全確保できていると判断した場合は、開票作業を再開します。

- ・停電して開票所内の照明が消えた場合は、非常用電源及び照明器具を用いて開票所内を照らし、場内の安全確認及び票の集約を行います。
- ・従事者等が負傷した場合は、可能な範囲で応急処置を行い、重症の場合は救急搬送を要請します。
- ・窓ガラスが割れたり、照明等が落下したりした場合は、障害物等を除去し、危険箇所は養生するなどの応急処置を行います。

✓市選挙管理委員会は、開票所内の被害状況を確認し、開票所が滅失または著しく損壊し安全確保できない場合や、停電し復旧の見込みが立たない場合など開票事務の継続が極めて難しい場合は、再開票を決定します（4.1(3)）。

4.5. その他

(1) 投票所（期日前投票所を含む）について

① 投票管理者、投票立会人が欠けた場合の対応

- ・投票管理者が投票開始時刻までに参集できない、あるいは投票開始後、事故等により欠けた場合は、あらかじめ選任された**職務代理者**⁵がその任にあたります（公職選挙法施行令第24条第1項）。この場合、新たに投票立会人を従事者（選挙権の有無を確認することから市内在住の職員が望ましい）から選任する必要があります。投票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、市選挙管理委員または書記の中から臨時に投票管理者の職務を管掌すべきものを選任します（公職選挙法施行令第24条第2項）。この場合、**告示する必要はありません**⁶。

✓市選挙管理委員会は、投票事務従事者（市常勤職員）のうち数名をあらかじめ書記に併任しておき、投票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、当該職員の中から選任します。

- ・投票立会人が選挙当日に2人に達しない場合、投票管理者は選挙権を有する者の中から新たに選任し、直ちに本人に通知して投票に立ち合わせます（公職選挙法第38条第2項）。

⁵ 投票管理者は公職選挙法第37条第2項により、また職務代理者は公職選挙法施行令第24条第1項により、選挙権を有する者の中から選任することと定められています。

⁶ 公職選挙法施行令第25条では、投票管理者及び職務代理者を選任した場合に、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならないと定められていますが、ともに欠け、臨時に選任した場合は、氏名等の告示は要件とされていません。

- ✓当該投票所の投票事務従事者の中から選挙権を有することを確認して選任します。
- ✓各部からの従事者名簿に市内在住欄を設けて、あらかじめ市内在住を把握しておく。
- ✓誰が立会人となるかを速やかに市選挙管理委員会に連絡すること。
- ✓市選挙管理委員会は選挙人名簿で選挙権を確認すること。

② 事務従事者が欠けた場合の対応

- ・投票所（期日前投票所）への参集ができない場合、あるいは投票開始後、事故等により欠けた場合は、残りの従事者が協力し、適正に選挙事務を遂行します。市選挙管理委員会は、当該投票所を担当する部に報告するとともに人員の補充を要請します。

③ 投票中における避難者への対応

- ・投票事務に従事する市職員は、災害対策本部における初動要員または避難所開設要員であっても、選挙事務を継続します。なお、各部局総務担当課は、選挙期間中、災害対策業務に従事する代替職員を指名するなどの措置を講じます。
- ・投票日当日に地震が発生し、投票所を開設する施設に住民等が避難してきた場合は、災害対策要員と協議のうえ、**投票事務スペース以外**⁷の場所に避難させます。

- ✓選挙事務に従事する職員は選挙事務を継続するため、地震発生後に参集する避難所開設要員（代替職員）などにより避難者対応を行います。

(2) 開票所について

① 開票管理者、開票立会人が欠けた場合の対応

- ・開票管理者が開票開始時刻までに参集できない、あるいは開票開始後、事故等により欠けた場合は、あらかじめ選任された職務代理者がその任にあたります（公職選挙法施行令第67条第1項）。開票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、市選挙管理委員または書記の中から臨時に開票管理者の職務を管掌すべきものを選任します（公職選挙法施行令第67条第2項）。

- ✓開票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、市選挙管理委員会委員長、委員長職務代理者、委員（年長順）、書記長（事務局長）の順に選任します。

- ・開票立会人が開票当日に3人に達しない場合は、開票管理者は当該開票区内の選挙人名簿に登録された者の中から3人に達するまで新たに選任し、直ちに本人に通知して開票に立ち合わせます（公職選挙法第62条第9項）。

⁷ 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者または当該警察官でなければ、投票所に入ることはできません（公職選挙法第58条第1項）。

✓ 事前にわかっている場合は明るい選挙推進協議会の役員から、緊急時は開票所内の従事者等で公職選挙法第 62 条各項の要件を満たす者から選任します。

② 事務従事者が欠けた場合の対応

- ・開票所への参集ができない場合、あるいは開票開始後、事故等により欠けた場合は、残りの従事者が協力し、適正に選挙事務を遂行します。

✓ 原則として補充はありません。

③ 開票中における避難者への対応

- ・開票事務に従事する市職員は、災害対策本部における初動要員または避難所開設要員であっても、選挙事務を継続します。なお、各部局総務担当課は、選挙期間中、災害対策業務に従事する代替職員を指名するなどの措置を講じます。

✓ 選挙事務に従事する職員は選挙事務を継続するため、地震発生後に参集する避難所開設要員（代替職員）などにより避難者対応を行います。

- ・開票所に住民等が避難してきた場合は、開票事務スペース以外の場所または近隣の公共施設を避難所として使用します。

✓ 開票所が豊島体育館の場合は、青少年交流文化館いぶき、武道館ひびき、豊島小学校等を、千里体育館の場合は、第 2 競技場、第 3 競技場等を、庄内体育館の場合は、第 2 競技場、ローズ文化ホール等を案内します。

5. 風水害の発生、またはその恐れがあるときの対応

5.1. 市選挙管理委員会の役割

台風や集中豪雨等による風水害が発生、または予測される場合は、市災害対策本部等と緊密に連携し、気象情報（気象警報・注意報、台風の進路予想、降水量、風速等）や市内の状況（被害状況、避難情報等の発令）等を確認したうえで、「2. 基本的な考え方」に基づき、選挙事務の実施方法等を検討・判断します。

(1) 期日前投票について

① あらかじめ危機事象が予見される場合の対応

本市への台風接近等により風水害が発生する恐れがある場合は、台風最接近の前日などできるだけ早期に、市役所を除く期日前投票所の一斉閉鎖（公職選挙法第48条の2第3項）を検討します。

【早期に判断するための基準】

- ・大阪府から「災害モード宣言」が発出された場合（P.3 注釈参照）
- ・鉄道事業者（阪急電鉄、北大阪急行電鉄、大阪モノレール）が市内にかかる路線で計画運休を発表した場合
- ・本市において、警戒レベル3（高齢者等避難）が発令された場合（P.3 注釈参照）

② 閉鎖に係る手続き等

上記の判断基準のいずれかに該当する場合、あるいは気象情報（大雨・洪水警報、暴風警報等）から風水害が発生する恐れがあると考えられる場合は、市選挙管理委員会を開催し、市役所以外の期日前投票所の閉鎖及び再開に関する事項（時期、条件等）を決定します。委員会を招集する暇がない場合は、委員長専決（地方自治法施行令第137条第1項）により決定します。

【閉鎖時期の目安（想定）】

- ・「災害モード宣言」が発出された場合は、翌日の当初から閉鎖
 - ・鉄道事業者の計画運休が発表された場合は、運転休止1時間前に閉鎖
 - ・警戒レベル3が発令された場合は、当該地域に含まれる期日前投票所を速やかに閉鎖
- 期日前投票所の閉鎖を決定した場合は、直ちに告示（公職選挙法第48条の2第4項）するとともに、関係部局・機関（市広報戦略課、市危機管理課、期日前投票所設置施設所管課、府選挙管理委員会事務局、警察等）、関係者（期日前投票事務従事者、候補者、市議会議員等）に連絡します。

その後、選挙人に対して、市ホームページ、SNS（LINE、X(旧Twitter)、Facebook）、広報車、防災無線、メディアへの情報提供等により広く周知します。

③ 再開の決定及び手続き

市役所以外の期日前投票所を閉鎖した場合は、発令中の気象警報や避難情報等が解

除された後に、施設の安全確認等を行い、期日前投票所を再開します。

この場合も直ちに告示（公職選挙法第48条の2第4項）するとともに、関係部局・機関、関係者への連絡、選挙人への周知を行います。

【再開を判断するための基準】

- ・大雨・洪水警報、暴風警報の解除（台風通過後を想定）
- ・鉄道の運行再開
- ・避難情報（避難指示等）の解除

✓再開を判断した後、安全確認、開設準備等をおおむね2時間で行います。

④ 突発的な暴風雨（いわゆるゲリラ豪雨）等により期日前投票所が被災し、使用できない場合の対応

投票時間中に風水害（床上浸水、停電等の被害）が発生し、選挙人、従事者等の安全が確保できない場合は、当該期日前投票所の閉鎖を検討します。

なお、閉鎖の決定及び手続きは上記②と同じです。

⑤ 投票箱等の保管

投票時間中に閉鎖した期日前投票所の投票箱等は、市選挙管理委員会が指定する施設（市役所等）に搬送し、厳重に保管します。暴風雨等により安全に搬送できない場合は、当該期日前投票所内の施錠できる部屋等で厳重に保管し、市選挙管理委員会の指示に従います。

⑥ 選挙権の保障

風水害により全ての期日前投票所で建物等の著しい損壊、またはシステム障害などの被害が発生した場合でも、市役所（第二庁舎ロビー）の期日前投票所については、選挙権を保障するため、可能な限り継続して開設するように努めます。

(2) 当日投票について

① 投票日前日までに風水害が発生したとき

浸水等の風水害により当初予定していた投票所が使用不能となった場合は、投票区内の他の施設、または近隣の投票区の施設（当該施設が投票所の場合も含む）に変更して投票を実施します。その場合は、直ちに投票所変更の告示（公職選挙法第41条第2項）を行うとともに、関係部局・機関（市広報戦略課、市危機管理課、投票所設置施設所管課、府選挙管理委員会事務局、警察等）、関係者（投票事務従事者、候補者、市議会議員等）への連絡、選挙人への周知（市ホームページ、SNS（LINE、X(旧Twitter)、Facebook)、広報車、防災無線、メディアへの情報提供等）に努めます。

なお、近隣の投票所も含めて広範囲にわたり被災し、投票所の変更が困難な場合は、繰延投票（公職選挙法第57条）を検討します。

② 投票日当日に風水害が発生したとき

投票日当日に浸水や停電等の被害が発生した投票所の投票管理者から状況報告を受けて、被害の全容を把握します。

✓停電、通信途絶等により電話連絡ができない場合、投票管理者は、事務従事者を市選挙管理委員会に派遣して、被害状況等を報告させます。

床上浸水等で投票所内の安全が確保できない場合、または河川氾濫、土砂災害等により選挙人が投票所まで安全に来ることができない場合は、繰延投票（投票開始前）または再投票（投票開始後）を検討します（公職選挙法第 57 条）。

✓市内の広範囲にわたり床上浸水、道路冠水、大規模停電（直ちに復旧する場合を除く）、公共交通機関の運転停止などが発生している場合は、繰延投票または再投票（以下「繰延投票等」という。）を決定します。

なお、投票日当日に投票所を変更することはできません（公職選挙法第 41 条第 2 項）。

③ 繰延投票等の決定及び手続き

市長選挙及び市議会議員選挙においては、市選挙管理委員会を開催し、繰延投票または再投票（以下「繰延投票等」という。）を決定します。

✓選挙管理委員会を招集する暇がない場合は、委員長専決（地方自治法施行令第 137 条第 1 項）により決定できますが、可能な限り委員会を開催して決定します。

この場合は、速やかに新たな投票日を決定し、その 2 日前までに告示（公職選挙法第 57 条第 1 項）するとともに、関係部局・機関（市広報戦略課、市危機管理課、投票所設置施設所管課、府選挙管理委員会事務局、警察等）、関係者（投票事務従事者、候補者、市議会議員等）への連絡、選挙人への周知（市ホームページ、SNS（LINE、X（旧 Twitter）、Facebook）、広報車、防災無線、メディアへの情報提供等）に努めます。

衆議院議員選挙、参議院議員選挙、知事選挙及び府議会議員選挙においては、被害状況等を大阪府選挙管理委員会に報告（公職選挙法第 57 条第 2 項）し、判断を仰ぎます。

④ 繰延投票等に関する留意事項

繰延投票等は、原則、投票区単位で行いますが、被害が広範にわたり、市域で多くの市民が当該災害から自らの身体、生命の安全等を守る行動を優先すべき状況であると判断した場合は、全投票区を対象とします。

繰延投票等を行う際に当初予定していた投票所施設が使用できないときは、上記 5.1(2)①により投票所を変更して実施します。

繰延投票等を行う場合は、新たな投票日までに選挙権を有しなくなる者を選挙人名簿から抹消します（公職選挙法第 43 条）。

また、繰延投票等の決定に伴い、開票日時も変更となる（公職選挙法第 65 条）ことから、その旨を告示（公職選挙法第 64 条）します。

なお、期日前投票、不在者投票及び選挙運動等は、投票日の前日までとなります。

(3) 開票について

① 開票日前日までに風水害が発生したとき

風水害により開票所が使用不能となったものの、代替の開票所が確保でき、開票事務の執行が可能な場合は、直ちに開票所変更の告示（公職選挙法第64条）を行うとともに、関係部局・機関（市広報戦略課、市危機管理課、開票所設置施設所管課、府選挙管理委員会事務局、警察等）、関係者（開票事務従事者、候補者、市議会議員等）に連絡します。

なお、代替の開票所が確保できない場合は、繰延開票（公職選挙法第73条）を検討します。

※開票所となり得る施設：豊島体育館（第1競技場 48m×36m）
千里体育館（第1競技場 46m×36m）
庄内体育館（第1競技場 44m×34m）

② 開票日当日に風水害が発生したとき

開票開始前に豪雨や暴風などが発生した場合、時間の経過により状況が改善することも考えられることから、投票箱等を送致する際は投票管理者等の安全を優先し、落ち着いて行うよう指示します。また、開票事務は、投票箱等の送致状況等に応じて柔軟に対応します。

開票所施設の安全が確保できない場合、あるいは河川氾濫、土砂災害等により市内全てまたは一部の投票所から開票所へ投票箱等を送致することが事実上不可能である場合は繰延開票を、また開票開始後に風水害が発生し、安全かつ確実な開票事務ができない場合は再開票を検討します（公職選挙法第73条）。

✓市内の広範囲にわたり床上浸水、道路冠水、大規模停電（直ちに復旧する場合を除く）、公共交通機関の運転停止などが発生している場合は、繰延開票または再開票（以下「繰延開票等」という。）を決定します。

③ 繰延開票等の決定及び手続き

市長選挙及び市議会議員選挙においては、市選挙管理委員会を開催し、繰延開票等を決定します。

この場合は、速やかに繰延開票等の期日を決定し、開票開始前までに告示（公職選挙法第64条）するとともに、関係部局・機関（市広報戦略課、市危機管理課、開票所設置施設所管課、府選挙管理委員会事務局、警察等）、関係者（開票事務従事者、候補者、市議会議員等）に連絡します。

その後、選挙人に対して、市ホームページ、SNS（LINE、X(旧 Twitter)、Facebook）、メディアへの情報提供等により広く周知します。

衆議院議員選挙、参議院議員選挙、知事選挙及び府議会議員選挙においては、被害状況等を大阪府選挙管理委員会に報告（公職選挙法第73条）し、判断を仰ぎます。

④ 繰延開票等に関する留意事項

繰延開票を決定した場合は、その旨と投票箱等の送致場所を全投票管理者に連絡します。開票所が滅失、または著しく損壊し安全確保できない場合、投票箱等は市選挙管理委員会が指示する施設（市役所等）に送致し、有人監視のもと厳重に保管します。

再開票の場合、投票箱から出した全ての票は、開票管理者（選挙長）、開票立会人の立会のもと、適当な箱等に回収、封印し、開票所内の安全な場所で厳重に保管します。開票所の損壊が著しく安全が確保できない場合は、近隣の公共施設で安全な場所に移動した後、有人監視のもと厳重に保管します。

✓開票所が豊島体育館で被災した場合は、青少年交流文化館いぶき、武道館ひびき、豊島温水プール、豊島小学校等に、千里体育館で被災した場合は、千里公民館、東丘小学校、第八中学校等に、庄内体育館で被災した場合は、ローズ文化ホール、庄内さくら学園等に移動して保管します。

再開票を行う際には、開票管理者（選挙長）、開票立会人の確認のもと、封印を解きます。

5.2. 期日前投票所の運営

(1) 事前準備

投票所(期日前投票所)の設営時には、風水害の発生に備え、次の事項を確認します。

- ・分電盤（ブレーカー）の確認
- ・照明器具（ランタン、懐中電灯等）の準備
- ・窓ガラス等の飛散防止（カーテンを閉める、養生テープで目張りする等）

(2) 投票開始後に被害が発生した場合の対応

投票管理者は、激しい暴風雨や落雷等により窓ガラス等の飛散や照明等の落下、停電などの危険がある場合は、まずは選挙人、選挙事務従事者等の身体、生命を守る行動をとるよう指示します。その後、落ち着いて状況を把握し、期日前投票所の秩序維持に努めるとともに、市選挙管理委員会へ報告します。

- ・投票管理者は、投票所及びその周辺において異常を検知した場合は、直ちにその状況を市選挙管理委員会に報告します。停電、通信途絶等により連絡が取れない場合は、従事者を市選挙管理委員会に派遣し、被害状況等を報告させます。
- ・選挙人、投票事務従事者等が負傷した場合は、可能な範囲で応急処置を行い、重症の場合は救急搬送を要請します。
- ・窓ガラスが割れたり、照明等が落下したりした場合は、障害物等を除去し、危険箇所は養生するなどの応急処置を行います。

- ・投票所内の照明が消えた場合は、ランタンや懐中電灯等の照明器具で会場内を照らし、選挙人等の安全確保に努めます。停電の場合は、市選挙管理委員会の指示に従います。

✓市選挙管理委員会は、投票所からの連絡を受けて、施設管理者や関西電力等に状況を確認します。復旧の見込みが立たない場合は、予備の照明等を当該投票所に搬送するなどの対応を行います。

- ・期日前投票所において、停電、通信途絶等の被害が発生し、期日前投票システムが使用できない場合は、市選挙管理委員会に報告し、指示に従います (5.1 (1))。
- ・期日前投票所において、投票を終えた選挙人等が、激しい暴風雨や落雷などが治まるまでの間、一時的に待機できる場所を用意することとします。

5.3. 投票所の運営

(1) 事前準備

投票所の設営時には、風水害の発生に備え、次の事項を確認します。

- ・分電盤 (ブレーカー) の確認
- ・照明器具 (ランタン、懐中電灯等) の準備
- ・窓ガラス等の飛散防止 (カーテンを閉める、養生テープで目張りする等)

(2) 投票開始後に被害が発生した場合の対応

投票管理者は、激しい暴風雨や落雷等により窓ガラス等の飛散や照明等の落下、停電などの危険がある場合は、まずは選挙人、選挙事務従事者等の身体、生命を守る行動をとるよう指示します。その後、落ち着いて状況を把握し、投票所の秩序維持に努めるとともに、市選挙管理委員会へ報告します。

- ・投票管理者は、投票所及びその周辺において異常を検知した場合は、直ちにその状況を市選挙管理委員会に報告します。停電、通信途絶等により連絡が取れない場合は、従事者を市選挙管理委員会に派遣し、被害状況等を報告させます。
- ・選挙人、投票事務従事者等が負傷した場合は、可能な範囲で応急処置を行い、重症の場合は救急搬送を要請します。
- ・窓ガラスが割れたり、照明等が落下したりした場合は、障害物等を除去し、危険箇所は養生するなどの応急処置を行います。
- ・投票所内の照明が消えた場合は、ランタンや懐中電灯等の照明器具で会場内を照らし、選挙人等の安全確保に努めます。停電の場合は、市選挙管理委員会の指示に従います。

✓市選挙管理委員会は、投票所からの連絡を受けて、施設管理者や関西電力等に状況を確認します。復旧の見込みが立たない場合は、予備の照明等を当該投票所に搬送するなどの対応を行います。

- ・システムで名簿対照を行っている投票所において、停電中でも投票を継続するよう市選挙管理委員会から指示された場合は、抄本（紙媒体）で名簿対照を行います。その場合は、投票済みの選挙人から回収した入場整理券等により重複投票がないよう注意する必要があります。
- ・投票所において、投票を終えた選挙人等が、激しい暴風雨や落雷などが治まるまでの間、一時的に待機できる場所を用意することとします。

5.4. 開票所の運営

(1) 事前準備

開票所の設営時には、風水害の発生に備え、次の事項を確認します。

- ・分電盤（ブレーカー）、非常時設備（照明等）の確認
- ・窓ガラス等の飛散防止（カーテンを閉める、養生テープで目張りする等）
- ※非常用発電機、照明器具（投光器等）の確保を検討します。

(2) 開票開始後に被害が発生した場合の対応

開票管理者（選挙長）は、激しい暴風雨や落雷等により窓ガラス等の飛散や照明等の落下、停電などの危険がある場合は、まずは選挙事務従事者、参観者等の身体、生命を守る行動をとるよう指示します。その後、落ち着いて状況を把握し、開票所の秩序維持に努めます。

- ・停電して開票所内の照明が消えた場合は、非常用電源及び照明器具を用いて開票所内を照らし、開票管理者（選挙長）、開票立会人、開票事務従事者、参観者等の安全を確認するとともに、作業中の票を確認します。
- ・従事者等が負傷した場合は、可能な範囲で応急処置を行い、重症の場合は救急搬送を要請します。
- ・窓ガラスが割れたり、照明等が落下したりした場合は、障害物等を除去し、危険箇所は養生するなどの応急処置を行います。
- ・開票所内で浸水が発生した場合は、作業を中断し、全ての票を一箇所に集約します。

✓開票所の損壊が著しく安全が確保できない場合、停電復旧の見込みが立たない場合、開票所内で浸水が発生した場合は、再開票を決定します（5.1(3)）。その場合、投票箱から出した全ての票は一箇所に集約し、開票管理者（選挙長）、開票立会人の立会のもと、適当な箱等に回収、封印し、開票所内の安全な場所で厳重に保管します。開票所の損壊が著しく安全が確保できない場合は、近隣の公共施設で安全な場所に移動した後、有人監視のもと厳重に保管します。

- ・開票所において、開票事務を終えた従事者等が、激しい暴風雨や落雷などが治まるまでの間、一時的に待機できる場所を用意することとします。

5.5. その他

(1) 投票所（期日前投票所を含む）について

① 投票管理者、投票立会人が欠けた場合の対応

- 投票管理者が投票開始時刻までに参集できない、あるいは投票開始後、事故等により欠けた場合は、あらかじめ選任された**職務代理者**⁸がその任にあたります（公職選挙法施行令第24条第1項）。この場合、新たに投票立会人を従事者（選挙権の有無を確認する必要があることから市内在住の職員が望ましい）から選任する必要があります。投票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、市選挙管理委員または書記の中から臨時に投票管理者の職務を管掌すべきものを選任します（公職選挙法施行令第24条第2項）。この場合、**告示する必要はありません**⁹。

✓市選挙管理委員会は、投票事務従事者（市常勤職員）のうち数名をあらかじめ書記に併任しておき、投票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、当該職員の中から選任します。

- 投票立会人が選挙当日に2人に達しない場合、投票管理者は選挙権を有する者の中から新たに選任し、直ちに本人に通知して投票に立ち合わせます（公職選挙法第38条第2項）。

✓当該投票所の投票事務従事者の中から選挙権を有することを確認して選任します。
✓各部からの従事者名簿に市内在住欄を設けて、あらかじめ市内在住を把握しておく。
✓誰が立会人となるかを速やかに市選挙管理委員会に連絡すること。
✓市選挙管理委員会は選挙人名簿で選挙権を確認すること。

② 事務従事者が欠けた場合の対応

- 投票所（期日前投票所）への参集ができない場合、あるいは投票開始後、事故等により欠けた場合は、残りの従事者が協力し、適正に選挙事務を遂行します。市選挙管理委員会は、当該投票所を担当する部に報告するとともに人員の補充を要請します。

③ 投票中における避難者への対応

- 投票事務に従事する市職員は、災害対策本部における初動要員または避難所開設要員であっても、選挙事務を継続します。なお、各部局総務担当課は、選挙期間中、災害対策業務に従事する代替職員を指名するなどの措置を講じます。
- 投票日当日に風水害が発生し、投票所を開設する施設に住民等が避難してきた場合は、

⁸ 投票管理者は公職選挙法第37条第2項により、また職務代理者は公職選挙法施行令第24条第1項により、選挙権を有する者の中から選任することと定められています。

⁹ 公職選挙法施行令第25条では、投票管理者及び職務代理者を選任した場合に、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならないと定められていますが、ともに欠け、臨時に選任した場合は、氏名等の告示は要件とされていません。

災害対策要員と協議のうえ、**投票事務スペース以外**¹⁰の場所に避難させます。

✓選挙事務に従事する職員は選挙事務を継続するため、風水害発生後に参集する避難所開設要員（代替職員）などにより避難者対応を行います。

(2) 開票所について

① 開票管理者、開票立会人が欠けた場合の対応

- ・開票管理者が開票開始時刻までに参集できない、あるいは開票開始後、事故等により欠けた場合は、あらかじめ選任された職務代理者がその任にあたります（公職選挙法施行令第 67 条第 1 項）。開票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、市選挙管理委員または書記の中から臨時に開票管理者の職務を管掌すべきものを選任します（公職選挙法施行令第 67 条第 2 項）。

✓開票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、市選挙管理委員会委員長、委員長職務代理者、委員（年長順）、書記長（事務局長）の順に選任します。

- ・開票立会人が開票当日に 3 人に達しない場合は、開票管理者は当該開票区内の選挙人名簿に登録された者の中から 3 人に達するまで新たに選任し、直ちに本人に通知して開票に立ち合わせます（公職選挙法第 62 条第 9 項）。

✓事前にわかっている場合は明るい選挙推進協議会の役員から、緊急時は開票所内の従事者等で公職選挙法第 62 条各項の要件を満たす者から選任します。

② 事務従事者が欠けた場合の対応

- ・開票所への参集ができない場合、あるいは開票開始後、事故等により欠けた場合は、残りの従事者が協力し、適正に選挙事務を遂行します。

✓原則として補充はありません。

③ 開票中における避難者への対応

- ・開票事務に従事する市職員は、災害対策本部における初動要員または避難所開設要員であっても、選挙事務を継続します。なお、各部局総務担当課は、選挙期間中、災害対策業務に従事する代替職員を指名するなどの措置を講じます。

✓選挙事務に従事する職員は選挙事務を継続するため、風水害発生後に参集する避難所開設要員（代替職員）などにより避難者対応を行います。

¹⁰ 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者または当該警察官でなければ、投票所に入ることはできません（公職選挙法第 58 条第 1 項）。

- ・開票所に住民等が避難してきた場合は、開票事務スペース以外の場所または近隣の公共施設を避難所として使用します。

✓開票所が豊島体育館の場合は、青少年交流文化館いぶき、武道館ひびき、豊島小学校等を、千里体育館の場合は、第 2 競技場、第 3 競技場等を、庄内体育館の場合は、第 2 競技場、ローズ文化ホール等を案内します。

6. 新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大の恐れがあるときの

対応

6.1. 市選挙管理委員会の役割

感染症が流行した場合においても、原則選挙を行います。

一方で、本市において新型インフルエンザ等感染症等が発生し、感染拡大の恐れがあるときは、市対策本部等と緊密に連携し、「2. 基本的な考え方」に基づき、選挙事務の実施方法等を検討・判断します。

(1) 選挙人への呼びかけ（広報・周知）

期日前投票所及び当日投票所において、必要な感染防止対策を講じていることを周知するとともに、選挙人に対しても、以下の予防対策の協力を依頼します。

- ・咳エチケット、来場前後の手洗い、うがい（協力依頼）
- ・期日前投票所及び投票所内でのマスクの着用
- ・期日前投票所及び投票所における手指消毒（入場前、退出時）
- ・筆記用具の持参（選挙人の持ち込みを認めます）
- ・他の選挙人との距離（ソーシャル・ディスタンス）確保の取組み（間隔をあけて並ぶなど）への協力
- ・期日前投票の活用（積極的に呼びかけます）
- ・混雑しない時間帯での投票の呼びかけ（協力依頼）

(2) 選挙人への情報提供

選挙人に対して、投票所（期日前投票所）で行っている感染防止対策などの情報を市ホームページ、SNS（LINE、X(旧 Twitter)、Facebook 等）、広報車、防災無線、メディアへの情報提供等に加え、関係部局・機関・団体等の協力を得ながら市内公共施設・公共交通機関（駅等）・商業施設等への掲示により広く周知します。

(3) 投票所の指定

すべての投票所において、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」を避けるため、例えば、小学校で特別教室を投票所としていたところを体育館に変更する等、余裕のある会場設営が可能な施設及びスペースを投票所として指定します。

また、選挙では不特定多数の人々が往来するため、感染リスクの高い高齢者等が入居、利用する施設は、できるだけ投票所に指定しないようにします。

(4) 物品の備蓄・管理

平常時からマスク、アルコール消毒液、使い捨て鉛筆、ビニール手袋等の感染症対策用物品を備蓄・管理します。

(5) 従事者、管理者・立会人への注意・指示等

選挙事務従事者等に対して、以下のことを徹底します。

- ・業務従事前の体調確認（風邪症状などの体調不良者は従事させない）
- ・手指消毒、手洗い、うがいの励行
- ・マスク、ビニール手袋等の着用
- ・咳エチケット、手洗い、うがいの徹底
- ・不要な会話の抑制

(6) 民間事業者（人材派遣、システム管理等）との契約

- ・上記（5）の徹底及び当該事項の契約書等への明文化

(7) 人員や体制

- ・当日投票所においては、民間従事者の割合を減らし、市職員に置き替えるとともに、選挙人が安心して投票できるよう整理するため場内整理係を増員します。
- ・期日前投票所においては、感染等により派遣従事者に当日欠員が生じないように、派遣事業者と代替要員について取り決めをします。
- ・従事予定者が感染し当日従事できない場合に備えて、部単位で迅速に代替対応できるよう連絡体制の整備（総務担当課長の連絡先を確認しておく等）をして補充要員の準備をします。
- ・投票管理者、投票立会人等が感染した場合等で急遽従事できないときは、従事者のうち市職員がその任にあたり、必ず時間どおりに投票所を開設することを徹底します。
- ・急遽開票立会人や選挙立会人等の関係者が感染した場合などに対応できるよう、予め代替要員の選任手続き等を確認します。

6.2. 期日前投票所・当日投票所・開票所の運営

すべての投票所（期日前投票所を含む）において、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」を避け、適時の消毒・換気等を行うとともに、従事者等のマスクの着用や手洗い、うがい等の実施を徹底します。

投票所、開票所の具体的な運営においては、国・府が示す感染症対策に則って行います。

また、市選挙管理委員会は、具体的な運営対応事項を示すこと。

6.3. その他

(1) 投票所（期日前投票所を含む）について

① 投票管理者、投票立会人が欠けた場合の対応

- 投票管理者が風邪症状などの体調不良で従事できない場合は、あらかじめ選任された**職務代理者**¹¹がその任にあたります（公職選挙法施行令第 24 条第 1 項）。この場合、新たに投票立会人を従事者（選挙権の有無を確認することから市内在住の職員が望ましい）から選任する必要があります。投票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、市選挙管理委員または書記の中から臨時に投票管理者の職務を掌管すべきものを選任します（公職選挙法施行令第 24 条第 2 項）。この場合、**告示する必要はありません**¹²。

✓市選挙管理委員会は、投票事務従事者（市常勤職員）のうち数名をあらかじめ書記に併任しておき、投票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、当該職員の中から選任します。

- 投票立会人が選挙当日に 2 人に達しない場合は、投票管理者は選挙権を有する者の中から新たに選任し、直ちに本人に通知して投票に立ち合わせます（公職選挙法第 38 条第 2 項）。

✓当該投票所の投票事務従事者の中から選挙権を有することを確認して選任します。
✓各部からの従事者名簿に市内在住欄を設けて、あらかじめ市内在住を把握しておく。
✓誰が立会人となるかを速やかに市選挙管理委員会に連絡すること。
✓市選挙管理委員会は選挙人名簿で選挙権を確認すること。

② 事務従事者が欠けた場合の対応

- 投票事務従事者が体調不良等により欠けた場合は、残りの従事者が協力し、適正に選挙事務を遂行します。市選挙管理委員会は、当該投票所を担当する部に報告するとともに人員の補充を要請します。
- 投票事務従事者が選挙事務従事中に体調不良を訴えた場合は、直ちに従事させないようにする（帰宅させるか救急車等で医療機関へ送る）とともに、残りの従事者の体調等を確認します。その後、市選挙管理委員会に状況を報告し、指示に従います。市選挙管理委員会は、当該投票所を担当する部に報告するとともに人員の補充を要請します。

¹¹ 投票管理者は公職選挙法第 37 条第 2 項により、また職務代理者は公職選挙法施行令第 24 条第 1 項により、選挙権を有する者の中から選任することと定められています。

¹² 公職選挙法施行令第 25 条では、投票管理者及び職務代理者を選任した場合に、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならないと定められています。が、ともに欠け、臨時に選任した場合は、氏名等の告示は要件とされていません。

(2) 開票所について

① 開票管理者（選挙長）、開票立会人が欠けた場合の対応

- ・開票管理者が風邪症状（発熱、咳、喉の痛み、鼻水、倦怠感）などの体調不良で従事できない場合は、あらかじめ選任された職務代理者がその任にあたります（公職選挙法施行令第 67 条第 1 項）。開票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、市選挙管理委員または書記の中から臨時に開票管理者の職務を管掌すべきものを選任します（公職選挙法施行令第 67 条第 2 項）。

✓開票管理者及び職務代理者がともに欠けた場合は、市選挙管理委員会委員長、委員長職務代理者、委員（年長順）、書記長（事務局長）の順に選任します。

- ・開票立会人が開票当日に 3 人に達しない場合は、開票管理者は当該開票区内の選挙人名簿に登録された者の中から 3 人に達するまで新たに選任し、直ちに本人に通知して開票に立ち合わせます（公職選挙法第 62 条第 9 項）。

✓事前にわかっている場合は明るい選挙推進協議会の役員から、緊急時は開票所内の従事者等で公職選挙法第 62 条各項の要件を満たす者から選任します。

② 事務従事者が欠けた場合の対応

- ・開票事務従事者が体調不良等により欠けた場合は、残りの従事者が協力し、適正に選挙事務を遂行します。

✓原則として補充はありません。

- ・開票事務従事者が選挙事務従事中に体調不良を訴えた場合は、直ちに従事させないようにする（帰宅させるか救急車等で医療機関へ送る）とともに、残りの従事者の体調等を確認します。